

令和4年第3回定例会

美郷町議会会議録(第4号)

令和4年9月7日

美郷町議会

令和4年第3回美郷町議会定例会会議録（第4日）

令和4年9月7日（水曜日）

◎開会日時 令和4年9月7日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和4年9月7日 午前11時51分 散会

◎出席議員（11名）

1番	若杉 伸児君	2番	早川 節夫君
3番	中田 武満君	4番	兒玉 鋼士君
5番	中嶋奈良雄君	6番	川村 義幸君
7番	那須 富重君	8番	小路 文喜君
9番	甲斐 秀徳君	10番	川村 嘉彦君
11番	山本 文男君		

◎欠席議員 なし

◎欠員 なし

◎会議録署名議員 5番 中嶋奈良雄君 7番 那須 富重君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 博文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	長田 孝規君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原裕亮君
南郷地域課長	黒木 博文君	北郷地域課長	石田 隆二君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和4年第3回美郷町議会定例会

議事日程（第4）

令和4年9月7日

午前10時開議

日程第1 議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について
(南郷温泉施設)

日程第2 議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について
(美郷町南郷山草森林交流施設)

一括質疑、一括討論、個別採決

日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について
質疑、討論、採決

日程第4 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例
質疑、討論、採決

日程第5 議案第56号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決

日程第6 議案第57号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決

日程第7 議案第58号 令和4年度美郷町一般会計補正予算
(第4号)
質疑、討論、採決

日程第8 議案第59号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特
別会計補正予算(第2号)

日程第9 議案第60号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会
計補正予算(第1号)

日程第10 議案第61号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 11 議案第 62 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 63 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 65 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

一括質疑、一括討論、個別採決

- 日程第 15 認定第 1 号 令和 3 年度美郷町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 2 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 3 号 令和 3 年度美郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 4 号 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 令和 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 令和 3 年度美郷町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 8 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について

総括質疑

決算等審査特別委員会設置

特別委員の選任

委員会付託

正副委員長の報告

会 議 録

令和 4 年 9 月 7 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

本日もよろしくお願ひいたします。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は 11 名であります。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

【議長 山本 文男】

日程第 1 議案第 52 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南郷温泉施設)

日程第 2 議案第 53 号 公の施設の指定管理者の指定について
(美郷町南郷山草森林交流施設)

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 52 号と議案第 53 号の 2 件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、2 件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから 2 件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【8 番 小路 文喜】

お伺いいたします。委託するわけですけれども、温泉にしてもコテージにしても、やはり造ったときの経緯があると思います。時間がたっておりますけれども、南郷は南郷なりにどうにかして地域の発展のために、あるいは住民の福祉のためにということでこの施設を造っておりますので、委託をされる場合、指定をされる場合に、私はこの施設の設立経過とかコンセプト、地域雇用の拡大とか地元製品の販売とかいろいろな要素を含めて造ったと思います。そのところをしっかりと、契約をする場合は相手に理解をしてもらう必要があると。

特に、経営のプロが入ってくると当然、利益追求になってくると、無駄を省くようなことになって、結果、住民との利益にそごうが生じると、そういう可能性もあるというふうに思っております。

またもう一つは、公の施設ですからいわばコンプライアンスの部分でしっかり守ってもらわないと困ると思うんです。前回ちょっと話をしておいたら、パワハラの問題もありましたしセクハラとかいろいろな問題が出てくるかと思えます。そのところもきちっと遵守するよというよことを、やはりきちっと契約時点で確認する必要があるんじゃないかと思えます。

今回、いっつも屋が人がおらんのでどんどんどんどん営業日数を減らすという方針をとったんですね。それを見ておりますと、これは将来的には消えていくなあというふうに心配したところでもあります。今回は若杉議員が一生懸命、人を探してもらってどうにかまた元の体制がとれるようすけれども、そういうふうにならないよにきちっと相手との契約は、指定をする場合はそういうことが必要じゃないかと思うんですけれども、そういう形での指定がやられるべきだというふうに私は思うんですけれども、どういふふうな対応をされるつもりかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃいましたように、それぞれといいますかこの南郷温泉の経緯といいますかどういふ目的で造ったのかという部分が守れていくということが大切であろうというふうに思っております。

多分、平成10年頃ですかね、南郷クリエーションから発展してきたということで、ずっと温泉のほうにつながれたと。そのときに、最初は南郷クリエーションという形の中で全国公募をして支配人を入れたということでありますが、その後、南郷温泉のほうに指定管理をして今まで来たと。今回こういう形で民間活力をという話で指定管理をしていくということですが、議員おっしゃいましたように、その基になった計画とか理念とか、そういうことはしっかりと相手方に承知いただいて経営していくようお願いすると。

そしてまた、企画情報課等で今の人たち、雇用の継続、そういうことが大切でありますので、経営形が変わったから町民に不都合が起るようなことがあってはい

けませんので、そこ辺はしっかりと確認しながらやっていきたいと。

また、コンプライアンス、法令順守ですけど、これは当たり前のことなんですが、しっかりとそこ辺も従業員そして経営者、しっかりとするようにお互いに確認し合って今後の運営に頑張っていたきたいというふうに思っております。

どうしてもいろいろな形の中で利益優先ということになるというか、そういう話じゃなくて町民にどれだけ還元していくかという部分で指定管理料はちゃんと払いますので、その中でやっていくということでもありますので、そんなに大きな差は出てこないだろうという考えを持ってますので、どうなるかということの中で、将来においてはすばらしい経営をしていただくという希望を持って指定管理をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

ぜひそういうことでお願いしたいと思えます。

ただ、3年、4年という長い期間になるもんですから、委託先にそういろいろは言えないでしょうけども、例えば、年に1回程度は今のコンプライアンスとか営業形態の運用とかそういうものも含めて、報告を受けるというか協議をする場を設けておかないと、どこかで恐らく、最初の今、言ったような話のとおりには行かない可能性もあると思うんですけども、そういう形での契約の形態が取れるなら、ぜひそういうふうにしていただきたいと思うんですけど、そこ辺は可能かどうかお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

条例上、公の施設の立ち入りということではやはりそこはできますので、年に1回か2回になるか分かりませんが、しっかりと見ていきたいというふうに思っております。

そして、その長いスパンという形、これはあくまでその間の指定管理なんですけど、話す中でやはり「10年間は温泉業務はずっと続けてくださいね」と。「どういふことがあっても投げ出すようなことはしないでくださいね」という念押しが一番、大切だと。

温泉がなくなるということが非常に町民にとって大きな問題ですので、やはりそこ辺もしっかりとした中で合意してますので、議員おっしゃるように、やはり少なくとも年1回は見ていくと、そういう話し合いをしながら。そういう形でこの指定

管理をさせていただければなあというふうに思うところであります。
以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号から議案第53号までの2件を一括して討論を行います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、2件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから、2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について(南郷温泉施設)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について(南郷温泉施設)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（美郷町南郷山草森林交流施設）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（美郷町南郷山草森林交流施設）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第54号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第54号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第4 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第5 議案第56号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第56号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第56号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第6 議案第57号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第57号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第57号 美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

日程第7 議案第58号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いいたします。予算説明資料の9ページです。

「オンラインストップシステム」というのがよく分からないんですが、ふるさと納税の管理上の問題でつくる制度なのか、ちょっと確認のためにお願いします。

それから、自治体オンライン手続のところですけども、「この利用ができるのはマイナンバーカードの保持者に限定をされるようなものなのか」ということをお聞きしたいと思います。

それから、ついでみたいことなんですけども、対外的なオンライン化も大切でしょうけども、町内における窓口書類をダウンロードできるくらいのシステムを先に先行されてしかるべきじゃないかなと。大分、パソコンも普及しておりますから、そのことを一言、申し上げたいと思います。

それから、同じく10ページです。

マイナンバーカードですけども、いろいろ情報を聞くと、「あまり使えない、かえって時間がかかる、ほとんど病院ではこのシステムが導入されていない」という話も聞くんですけども、今、具体的にどこで、これだけ宣伝をするけれども、お金を

かけるけども、利用ができるシステムなのか、制度なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、介護職員の平均賃金が3%で9,000円となっておりますが、これは30万円の賃金をこういう施設で働いておる人たちは受け取っておるのかと。私を知る限りではこんなに高い賃金はないのかなと、そういうふう思うんですけども、そこの実態をお願いしたいと思います。

それから、12ページです。

児童福祉施設管理運営費で田代うなま保育所は適正金額だったのか。神門保育所が何か違算が生じてある旨、書いてありましたので、そこの説明もちょっとお願いしたいと思います。

それからこれはちょっと確認みたいなことですがけれども、水道施設管理費のところで塩素の自動点滴というのは、個別の簡易水道のところでも設置がしてあるのかな。何かいろいろ話を聞くもんですから、水が汚染されることも含めて、やはりそういうものが必要な時期に来てるのかなという気もするんですけど、それをお伺いしたいと思います。

それから、14ページです。

強い農業づくり交付金の返還金ですけども、これは種鶏場が廃止をされるということなのかどうかを確認したいと思います。

そして、この350万円の負担は町がしなきゃならない性格のものなのかということもお伺いしたいと思います。

それから同じページですけども、栗の出荷奨励金が150キロ以上取れば、反当50円を支給するというようになっておりますが、たまたま私は栗部会の部会員でして、今もうなくなったからやめようと思ってるんですけど、8月12日付で「この制度でお支払いをします」という文書が既に回っておるんですね。

一番最後ところに、「この奨励金の予算は、今後の議会に諮られることになっており、承認された場合のみ対象となりますので、御了承ください」と書いてありますけども、こういう形で予算が先行して受益者のほうに行くと、これ、下手に反対をすると「みんなのおかげで私たちはこれがもらえなかった」ということにもなりかねないと思うし、大体、予算の決定の仕方として、議案にもない上がっておりもしないのにこういう文書が出されることはいかがなものかということ。

もう一つは、政策的にそういうものがあるならば、当初予算に計上されてしかるべくの内容のものではないかと思うんですけども、そこのところの確認をしたいと思います。

それから、17ページです。

生活道路の整備事業なんですけども、かなりいっぱいされとって整備が進んでおるんですけども、それと同時にもう長い間やってるので時間経過が見られて劣化している道路をたくさん見るんですが、何か年限を切って対応するとか、新たに対応するとかそういう検討はなされないのかなと、そういうことを考えておるところであります。

以上です、お願いします。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

ふるさと納税の推進、予算書9ページ、説明資料は3ページになります。

ふるさと納税運用システム保守管理委託料としまして19万8,000円、ワンストップ申請であります。ふるさと納税ワンストップ特例制度は納税した後に確定申告をしなくても寄附控除、翌年度の住民税の控除が受けられるものでありまして、確定申告が不要な給与所得者、年末調整をされる方なんです。この方が納税した場合に、別途、確定申告をする必要があるものをこのワンストップ申請によりまして、納税を受けた市町村が納税者の情報を住所地の市町村に控除の申請を伝達することで納税者の確定申告が不要となると、そういう制度であります。

改めて確定申告をしなければならない手間がふるさと納税をちゅうちょする要因があったことから、平成27年度から創設された制度でございます。創設以来、これまで本町における取扱いは、納税していただいた後に納税者へ申請書を送付しまして、必要事項の記入とマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証の写しを添付していただいた上で返送していただいております。それを納税者の住所地の市町村へ伝達していると、そういう方法でやっております。

本町のふるさと納税の管理につきましては、株式会社シフトセブンコンサルティングの「ふるさと納税d.o」というシステムを利用しております。これは全国1,800自治体中900以上の自治体が利用しているシステムでありまして、寄附管理、問い合わせ管理、配送管理、控除管理を行っております。

オンラインワンストップ申請でありますけれども、今まで利用していなかった控除管理の部分をシステム上で処理するものでありまして、マイナンバーカードがあれば納税者はネット上での手続で完了することになります。マイナンバーカードを持っている方は、このネット上を利用していただくと、持っていない方は通知カードとか免許証の写しを添付していただくと、従来どおりのやり方は残っております。

導入のメリットとしまして、自治体寄附者の双方で書類到達の手待ち、訂正の手戻りが迅速化されること、オンライン処理によりまして郵送手続事務の負担が軽減されること、マイナンバーカードを読み取ることで申請時及び受付時の本人確認のミスが防止されること、寄附者の申請操作が容易であること、オンラインなので自治体、寄附者双方で申請書類の保管が不要、ペーパーレスとなり郵送費用の削減にもつながることなどが挙げられると考えられると思っております。

説明資料の中では、令和3年度の実績から利用率の予測と費用の予測をしております。オンラインシステム導入後には、経費の削減が見込まれるものと判断しております。

現在、使用しておりますシステムがこのオンラインワンストップ申請のサービスを8月から提供しております。年末に向けて納税者が増加する見込みであることから、利用開始を10月からとしまして月額3万3,000円の6か月、計19万8,000円を計上しているところでございます。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

マイナンバーカードの普及に関してですけれども、実際のところはそれをフルに活用している方というのは、今のところあまりいらっしやらないんじゃないかと思えます。

私は今、国保の保険者協議会という会がありまして市町村の中の委員の一人です。出席することがあるんですけれども、医師会の会長なんかも出席されるんですけれども、医療の現場から言えばマイナンバーカードを読み取る機械が、国は「早くしろ、早くしろ」と言ってるんですけども、なかなか機械の供給が追いついてなくて、まだ病院でも十分に使用が普及していないという話を聞いております。

あとは実際、窓口でマイナンバーカードを持ってきて手続をするという方というのはそれほどいらっしやらないんですけれども、普及が進めば、例えば、都市部では普及しておりますけれども、コンビニ辺りで複合機的な機械がありますので、それで住民票であるとか戸籍を取得することができるという利便性はございますけれども、今のところは取りあえず年度内に限りなく100%取得を目指すということで、取りあえず利用することを前提として普及を目指すというのも国の方針であるのかなと考えているところでございます。

以上です。

【健康福祉課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 山本 文男】

健康福祉課長。

【健康福祉課長 黒田 和幸】

介護職員の給与実態ということでの御質問ですけれども。

ここに書いてございます3%、9,000円ということにつきましては、国が全国的な賃金の水準ということで示してある金額でありまして、実態的には町内の施設におきましての介護職員につきましては30万円の給与をもらっている方はいないんじゃないかなということで認識をしております。

以上です。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

保育所の返還金の件でございます。

町内の保育所のうち田代とうなまにつきましては、これは法律上の認可保育所でございます。みかど保育所につきましては、小規模保育事業所B型というものでございまして、法律上の取扱いが違います。認可保育所につきましては、制度が変わりまして、運営費につきましては普通交付税で措置をされております。みかどにつ

きましては従来のやり方で国と県の負担金をいただくことになっておりまして、今回につきましては違算があったために計上をさせていただいたというところがございます。

実はこの返還につきましては、翌年度、精算する仕組みになっておりまして、実は年度内に、令和3年度内に途中で間違いに気づいたところがございますけれども、もうその時点では国と県の手続が進んでおりまして、差し替えという処置では間に合わないということで、通常の手続で翌年度、返還ということにしたものでございます。

以上です。

【議長 山本 文男】

続けて、水道もお願いします。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

水道につきましては、これは組合水道の件でよろしいでしょうか。

これにつきましては、これは数年前になりますけれども、その組合水道を使っている地区内に飲食店を出店することがありまして、その時点で相談はあったことがあると記憶をしております。ちょっとその際、私、前の総務課の財政担当のときに査定の中でそういう話が出て、そういうことも必要なんだなと思いましたが、法律上というか保健所の検査を受けておりますので、飲料水に適しているということではあるんですけれども、そういう飲食店の関係なんかはさらに基準が厳しくなりますので、そういう関係で話が出てきたんだろうと思います。

結論としましては、補助金の補助要綱がございますので、組合もしくは個人水道の方もおりますけれども、要望があれば、その中で塩素に関する設備については補助ができる制度がございます。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

まず、みやざき地頭鶏の返還金の件なんですけれども、まずこのいきさつが県の畜産農家試験所というのが開発したみやざき地頭鶏、この肉質の良さから全国からの引合いが多いということで、平成17年度にひなの供給羽数も27万羽が見込まれるなど生産拡大に向けた対応が急がれたということで、平成18年度にJA日向が国の補助事業を活用しまして、西郷の下八峡のほうに種鶏場、若宮地区のほうに加

工場を建設しております。

その後、リーマンショックとか東日本大震災の影響を受けて大手外食産業との取引が減少、また新型コロナウイルス感染拡大を受けた外食産業の営業自粛の長期化ということで大幅に生産販売量が減少して、取引中止によって膨大な在庫を抱えるようになりました。

その結果を受けまして様々な経営改善策を実施してきたところですが、抜本的な改善が図れないということで、令和4年1月に開催された理事会において、令和5年度1月末をもってみやざき地頭鶏事業を撤退するというところで決定をしたところでございます。

加工場については、運営自体は生産部会に委託するというところで生産の形態は変わらないということで、財産処分には当たらないということで、補助金の返還はないんですが、種鶏場については売却、賃貸、いずれにしても財産処分の手続、補助金の返還が必要ということで、今回その金額を計上させていただいております。

返還金の額なんですけど、残存価格もしくは不動産評価額のいずれか高いほうということで、それに補助率を乗じた金額ということで、残存価格は補助金で300万円ほどになるんですけど、不動産鑑定評価額が若干、高いということで、これについては九州農政局のほうで精査をさせていただいているところであります。この金額についてはまだ確定ではないんですけど、350万円を上回ることはないということで、今回、350万円の予算を計上させていただきました。

この金額については、当然、JAからの返還金ということで、350万円の受入れも行っておりますので、要するにこれはトンネル予算ということであります。

続いて、栗の奨励金の件なんですけど、一応これにつきましては昨年度から特別委員会等で説明を行ってまいりました。栗生産に係る取組支援策ということで、令和3年度から令和7年度にかけての支援策を行っているんですけど、令和3年度については苗木の補助の拡充ということと、園地台帳、マップを作るということで、これについては昨年度補正予算を計上させていただいて実施をしたところでございます。

反収に応じた奨励金の支給についてなんですけど、これについては令和4年度から令和6年度までの取組ということで、当初は栽培規模が50アール以上、反収200万円を達成した生産者に対して1キロ50円の奨励金を支給するというところで説明をしておりました。

ただ、これについては生産者ごとの栽培規模が整理した段階で精査するというところで、今回、台帳整備したんですけど、台帳整備をして面積が確定したのが7月頃でありました。ということで今回の補正予算で計上したところなんですけど、一応、この金額を計上するに当たって、今までのデータを集計したところ、200キロで5反以上という方がほとんどいなかったということで、ほとんど栗の産地プランに掲げております反当150キロを達成した方に対して今回、キロ50円の補助をするということで検討したところでございます。

それから8月12日の文書の件なんですけど、これについては農林振興課のほうにも検討してもらったんですけども、目揃え会というのがありまして、一応、その中で話をするというところで、役員等とも話をしていた関係で、その中で周知をするということだったんですけど、ですから文書の最後のほうに「9月の定例議会で議会の承認を得なければ支給ができません」という表現をさせていただいたところでありました。

これについては、昨年度から協議を行っていたということで、私たちが議員の皆さんの理解をもらったということではないんですけども、ずっとこういう形で説

明を行ってきた関係で早目に生産者に周知を行って、生産意欲を向上してもらいたいということでそのような文書を発送したところでございます。

以上です。

【建設課長 林田貴美生】

議長。

【議長 山本 文男】

建設課長。

【建設課長 林田貴美生】

生活道について、お答えをしたいと思います。

生活道の中には改良・舗装・補修等がございます。小路議員が御質問されたのがこのまさに補修に値するのかなと思っております。「補修とは」ということで、「生活道施設の状況が著しく破損し交通に支障を及ぼす恐れのある場合の補修」となっております。

ただし、これは年限を区切ってではなくて、私たちは要望のあった段階で全て担当職員と直接、要望者と立ち合いを行いまして、整備の必要性を判断しております。

なお、この補正を上げているところも既設の舗装が破損が物すごく激しかったものですから、生活道整備が必要であるということで補正を行ったところでございます。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。公の施設の管理委託については、ぜひ、先ほど、町長の答弁にもあったように。すみません、ちょっとたくさんしたもので、私も。失礼しました。

マイナンバーカードについては、私は登録するつもりはないんですけども、全部の情報がいきますからね。特に私のような病気を持っていると医療情報まで国がつかむとなると非常に不安なのであります。

その上で、こんなに利用ができない状況で100%の目標達成をという、何かちらっと聞いておったら、達成率が交付税にも反映されるみたいな話も出てきたので、それこそ昨日の一般質問の法治国家じゃないですけども、やってはいけないようなことが脅しに使われているということで非常に心配をするところであります。

それはもう分かりました、はい。

それから、強い農業づくり交付金は結局、350万円は農協の負担という理解でいいんですね、はい、分かりました。

それから、次の粟の出荷奨励金です。

私は、基本的には生産物に価格保障を与えるというのはずっと私が主張している制度ですから、これはもう大賛成なんですけれども、やはり何と言いますかね、途

中で精査したらこういうふうになったという形で、追加補正はあり得ると思いますが、しかし、それが事前に生産者に行って、いわば私たちが反対をすれば「おまえどんのおかげで金、もらえんかった」みたいなことになるんですよ、こういう出し方をされると。やはりこれ、厳に慎むべきだと思います。ここのところはちょっと改めて町長の答弁をお願いしたいと思っておるところであります。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

栗の奨励金の話なんですけど、やはり不適切かなという感じでは私もおります。申し訳なかったなあと。やはり議会の皆さんに予算を出して、その予算が可決して初めて実行できるという形ですので、誤解を招くようなというか、議会の意見がそこで束縛されるというか、そういう形になったらいけないというふうには思いますので、今後、気をつけて、まず予算をつけてから出していくと、その制度を。そういう形でやっていきたいと思っておりますので、今回ちょっとフライング的なところがあるということの御指摘でありますので、今後そのようなことがないようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

私もマイナンバーカードの件に触れようと思っておりました。小路議員がそちらのほうをお話ししましたので、もう少し聞きたいところもありますので質問いたします。

その自治体のオンラインの手續の推進事業ということで、インターネットで行政の主な手續ができると、納税手續から。それをするには、やはりインターネットに詳しいとか納税する知識がないとできないと思うんですよ。そういう勉強会とかを町のほうでしてあげることも必要ではないかと考えております。

それと、マイナンバーカードの普及率は今どのくらいあるのかをお伺いしたいと思います。

それともう一件は、空き家対策なんですけど、この空き家対策の推進事業ということで予算を組んでありますし、昨年度も202万円ですかね、予算が組んでありますが、これは新たに移住者がおられたのか。

それと、移住されても3年以内は移住して住んでいただくということが決められ

ていますが、3年以内に出ていかれた場合はどうするのか、またその3年以内に出ていかれたときに借りる人、移住者の契約もあるんでしょうけど、あと出ていかれた場合は町がどういう対策をとっていただけるのか質問いたします。

【政策推進室長 長田 孝規】

議長。

【議長 山本 文男】

政策推進室長。

【政策推進室長 長田 孝規】

勉強会につきましては、前向きに検討させていただくということで。

利用者につきましては、町内に寄附していただく方は町外の方々、町外の方が操作するということがありますので、その分は御理解いただきたいと思います。

それから、空き家対策事業でございますけれども、今回、2件分の不足する分を追加する要求するものがございますけれども、当初で2件の申請というか、申請を待たれている方がおまして、その分を当初で上げておったんですけども、さらに2件の申込み見込みがあるというところで4件分合わせて不足する、今回は空き家対策支援事業、これは県単独であります。移住者向け空き家利用活用促進事業であります。この分を192万円追加で補正しているところであります。

それで3年以内に転居される方というか、離れる方につきましてはですけども、まずこの補助金自体は移住された方もなんですけども、町内にもともと住んでいる方が「あそこに空き家があるから、そこに住みたい」ということで、そこをリフォームすることも可能であります。もちろん定住条件は3年というところで、それを守れなかった方は返還の対象になるというところで、今までまだそれに満たなかったということはありません。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 兒玉 鋼士議員。

【4番 兒玉 鋼士】

説明で分かりましたけど、マイナンバーカードの普及に際して、いろいろなことを自分の家庭で行政に対するいろいろな手続をする際において、インターネット等も必要になると思いますが、それを引く際に、インターネットの工事の費用、それをマイナンバーカードをする場合にポイントか5,000円とかお金をやる代わりにインターネットの工事費に充てる考えはないか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

マイナンバーカードのポイントを「こうしたときに」ということで、その出どころのお金は町ではありませんので、そのポイントをつけるのは。全部、合わせたときに2万円ですかね。だからそこは難しいかなと。

今後このマイナンバーカードが全てを1枚でいろいろなことに使われていくような形になっていくのではなかろうかと。デジタル庁ができてそういう形になっているということですので、ちょうど多分、記憶が間違いなければ、うちの普及率は39%くらいかなあということ宮崎県下でも一番低いということでもあります。

ですので、先ほど、小路議員が交付税のことを言っていましたけど、総務省があまり低いところ、「低いところ」ってどこを線引きするのか分かりませんが、「普通交付税まで手をつけますよ」という話をしてきたと。前の回で、「それは無謀じゃないか」という話で「何の権限があって、そこまでいじくるのか」という話で、ちょっとこちらも憤慨というか、そういう気持ちであります。

ですが、そういうことをやっていくっちゃないかということ想定すれば、やはり普及率を上げるしかないという話であります。まず職員に「マイナンバーカードを持ってるか」という話でちょっとさせたら、6割くらいしか持ってないということで、だからやはりそこ辺から、いろいろその人、その人の考え方があってなかなか取得ができなかったと。ある程度関係各団体のほうに、その事業所に出して「マイナンバーカードを取得してください」という話で強制ではありませんけど、必要であればやはりしてくださいと。

自分で持ってますけど、その国保病院は保険証がなくてもできる、その機械があるところはそういうことができますので、今後、非常にそういう部分で利便性は高まってくると。

ただ、使い方をどうするのかという話になってきたときには、やはりそういう勉強会とか講習会をしていく必要は出てくるのかなあというふうに思っております。

いいとか悪いとかいう問題もあるんですけど、私の感覚としては、交付税まで手をつけられたら、非常に脆弱な自治体ですので、どうかして普及率を上げたいという一心でやってるということでございます。

以上でございます。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

マイナンバーカードの普及率についてですけれども、今のところ公式な発表といえますか県が発表している数字につきましては、今、町長からお話があったとおり39%ほどでございます。これが6月末の数字でございます、それ以降の経過を申し上げますと、8月末で、これは交付率ではなくて申請率になりますけれども48.4%でございます。

以上です

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

私もマイナンバーカードを持ってるんですけども、一応、身分証明書程度しかまだ使っていないものですから、家内が持ってませんので、家内にも勧めます。よろしくお願いします。了解しました。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

2問ほど質問させていただきます。

説明資料の6ページになりますけれども、マイナンバーカードの件なんですけど、ちなみに私はカードを持っております。

1つお伺いしたいんですけども、この中で人材派遣委託料というのが出ております。240万円程度。下のほうに書いてあるように業務に当たる職員の派遣が業者からというふうになっております。これはいいんですけど、期間はいつからいつまででしょうか。

それと、この方がもし派遣されてきたときに、ずっと勤めているのか、それとも週に何回来るのか、月に何か来るのか分からないんですけど、そういうシステムをちょっと教えてほしいと思います。

それから、説明資料の10ページです。

一番下のほうに載っております肉用牛繁殖農場における野生生物侵入防止対策ということであるんですけど、これは大体どこの辺りでどういう生物が侵入しているのかなあと、それをお聞きしたいです。

以上、2件についてお願いします。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

まず期間ですけれども、予算上は6か月分を予定しております。

それから、勤務日ですが、これは基本的には毎日、月から金曜日、それと月1回程度は土日出勤のお願いをする予定でございます。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

防疫対策事業の件なんですけど、場所は西郷区の仮迫になります。

侵入している生物がシカとイノシシです。河川のほうから上がってきて飼料を今、食い荒らしているということで、それ以上に防疫関係のほうが大事だということで、今回120メートルのワイヤーメッシュ柵の予算を計上しております。

以上です。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

マイナンバーカードの件は分かりました。半年ということでの値段ということは、結構、ずっと続ければ、また結構いい金額になるんじゃないかなと思いますけれども、半年で事が足りるかどうかという疑問も残るんですが、そのところの御返答をお願いしたいと思います。

それから土日もある程度、やっていただけるということで、毎週じゃないでしょうけど、それは周知徹底すれば、それなりにまた取得率も上がるんじゃないかと思っておりますので、そのところよろしくをお願いしたいと思います。

それから、野生動物の侵入の件なんですけど、今ほとんどメッシュ柵をしている農場というのではないと思うんですね。ある農場はこの前からテレビに出ていると思うんですが、イノシシが来て餌をやってというようなことで、わけもんか何かで出ていると思うんですが、そういうところもあります。

私の農場も朝から晩まで、シカは昼頃から出てきておりますが、もうほんの10メートルくらいのところに来て、よく牛のところまで来ないなあと思ったら、やはり二、三メートル先まで来てやっております。ほかの農場もそういう関係が非常に多いんじゃないかと思います。

今、一番問題になっているのが鳥です。カラスとハトが物すごく多いんですね。そういうものも含めて防疫しないと、一番怖いのは鳥はコクシジウムも持ってきて、ふんを牛の餌箱にすると、牛がもしそれをなめた場合、下痢を起こす可能性が非常に多いんですね。だからそういうところも含めて検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

今回の派遣の予算は取りあえず今年度中にとにかく普及率を上げなければいけませんので、そのためにその業務に集中して従事している職員の確保のためでございますので、6か月雇用して何%まで上がるかちょっと分かりませんが、とにかく専任していただくと。ある程度、取得率が上がれば、あとは通常の業務の範囲内で今おる職員で対応できるのではないかなと考えております。

以上です。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

防疫対策については、去年は地頭鶏の施設にやはり同じようなメッシュ柵の補助を行っております。この補助については、美郷町畜産振興事業補助金交付規定というものがございまして、その中の防疫対策事業ということで、これは全畜種になっております。

事業費の2分の1以内を補助するというので、これについては防疫用機器とか施設整備に係る費用ということで、カラスとかハトとかの被害がある場合はネットとかが考えられると思いますが、そのような要望がございましたら、していただければ対応したいと思っておりますのでございます。

以上です。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

鳥はあっち行ったりこっち行ったりということで、そこそこだけではないというような気がしますので、昔、サルのおなということで大型の、今も持ってますけど、ああいう形でサルの捕獲ということをやっているんですけど、カラスも何か農業新聞を見よったらパイプ製のハウスみたいなやつを作って、もう一網打尽にということのできるというものを見た記憶がありますので、ちょっとそこ辺も考えてそういういっぱいおるようなところに設置して捕獲するというようなこともやっていく必要

があるかなあというふうに思います。

個別でいろいろな防護をするという分と、鳥獣被害防止という形の中で一網打尽という考え方もしたほうがいいのかあというふうに思いますので、そこ辺の検討はさせていただきたいと思います。

【9番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 山本 文男】

9番 甲斐 秀徳議員。

【9番 甲斐 秀徳】

マイナンバーカードのことは分かりました。

野生動物の件なんですけど、町長が言われたようにそういう研究をしていただけると非常にありがたいなというふうに思います。

今さっき言われました仮迫地区の反対側の畜産農家はもうカラスとハトばかりです。そここのところを気をつけていただきたいなと。それと、フィードロットのところの生産団地もカラスが物すごくて、みんなフェンスをして、フェンスというかネットを張ってるんですけども、それでもやはり来てるから、ある程度、抑えるにはあそこに1つの、さっき町長が言われたようなものを設置するといいいんじゃないかなというふうに思います。あれはユーチューブか何かで出てますので見ていただければ分かると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番 川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

ちょっと2か所ほどお願いします。

「たか木」というのは「高木（こうぼく）」というのか、これの伐採に必要なロープワーク取得にわざわざ東京まで行くみたいですが、こういうのって県の林業センターではできないのか、やってないのか、それが1つ。

それから、北郷の義務教育学校ですか、ここのセンダンの木の伐採、これ100万円ほど予算を組んでますけども、何本切って片づけたときのこの100万円というのをみてあるのか。1本なのか10本なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

予算に計上しているこのロープワークですね。これについてはちょっと特殊な製品等を使うということで、外国製の製品みたいなんですが、そういうものを使って高所を行うんですが、こちらのほうでやっていないということで、今回、東京のほうで一応やるということで、もう既に参加したいということで要望があった関係で予算を計上してるんですが。

一応、これについては今回、北郷の事業体のほうが要望を行ってきたんですが、これについては今後いろいろ、いろいろな場面でこの作業が考えられるものですから、一応、農林振興課としては各南郷、西郷、北郷、どこか1事業体ごとにこの資格を取得してもらいたいということで、来年度は一応そのように考えております。余談ですけど、そのように考えているところでございます。

場所としては、今のところ東京開催ということで、場所は東京しかないということで伺っております。

以上です。

【教育課長 鎌田 次郎】

議長。

【議長 山本 文男】

教育課長。

【教育課長 鎌田 次郎】

御質問いただきました美郷北義務教育学校のセンダンの木の伐採についての説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、説明資料のほうの情報が少な過ぎました。大変、申し訳ありません。対象となる木は1本で、グラウンドの横にある木なんですが、幹周りが4メートルほどある非常に大きな大木でありまして、6月の大風の折に、外側でよかったんですが、ドンと大きな枝が枯れ落ちたものであります。それらについてはもう処分は終わってるんですが、まだ大きなものが残っておりますので、それらの対応ということで今回、要求させていただきました。

森林組合のほうにちょっと見積りをお願いしたところなんですが、グラップル、それから10トンクレーンとかを使って10トンのトラックで搬出するというのでの予算の要求をさせていただいております。

以上です。

【6番 川村 義幸】

議長。

【議長 山本 文男】

6番 川村 義幸議員。

【6番 川村 義幸】

東京は分かりました。分かりましたが、せっかく地元宮崎県林業センターという立派なものがあるんですね。やはりそこら辺にちょっと呼びかけて、「こういうことまでそこでやれないか」というのをまずもって要望していくのも1つの手じゃないかなあと。ましてこんな林業町ですよね、どっちかといったら。かなりの林業の業者がおられますので、やはり林業関係の資格とかの取得は林業技術センターというものがせっかくあるんですから、そこで取れるような方法を県のほうにもお願いしていくべきじゃないかなと思いますので、今後そのように検討していただきたいなと思います。

それから、センダンの木の件は分かりました。できたら、こういうときはどのくらい切って、どのくらいというのが概算でもいいですので書き出してもらえれば、「ああそうなのかな」というふうに納得しますので、ただ100万円では、1本切って100万円なのかどうなのかというのがちょっと疑問になりましたので、今後よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

予算全体には賛成なんですけれども、マイナンバーカードの普及に関して非常に大きな懸念を持っております。

先ほどあったように、普及率が低ければ交付税を減らすみたいな、どこにもそういう法律はないんですね。一般質問の続きみたいなことになりますけれども、この国の中で、こういう無謀なことが通るようになれば駄目だと思うんですよ。町長としては、交付税の確保が大変だから、そういうことになるんでしょうけど、非常に国の運用として大きな問題があると思っております。

いろいろ聞いてみると、まだ使用できる制度もほとんど整備されてない状況であります。加えて、ちょっと前の麻生財務大臣のとき口座のひもづけをするんだという話まで出てきて、結局、あたかも我々国民がいろいろな生活の中に利便性を高め

るためのマイナンバーカードだという言い方をしながら、結局、国がそういうひもづけを含めて国民の財産を管理するようなところまで首突っ込むようなことになりかねないというふうに思っております。

さっき言ったように、私は当然、マイナンバーカードを作る気はないんですけども、こういうことを許すと、今度はこういう制度をつくったが、これも達成率が悪いと交付税を減らすぞというそういう脅迫的なやり方が通り出してもまずいと思うんですね。そこには屈しない姿勢が必要ではないかと、そういう懸念を申し上げまして、討論を終わります。

以上です。

【議長 山本 文男】

他に討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第58号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第58号 令和4年度美郷町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩に入ります。

再開を11時20分からとします。

(休憩：午前11時09分)

(再開：午前11時18分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第 8	議案第 59 号	令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 60 号	令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 61 号	令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第 1 号）
日程第 11	議案第 62 号	令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計 補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 63 号	令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 2 号）
日程第 13	議案第 64 号	令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第 65 号	令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計 補正予算（第 2 号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 59 号から議案第 65 号までの 7 件を一括議題とし、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、7 件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから 7 件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8 番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番 小路 文喜議員。

【8 番 小路 文喜】

お伺いします。議案第 64 号です。

診療所会計の中で画像管理システムの更新ということになっておるんですけども、幾ら日進月歩でも 6 年で更新をするというのはいささか早いんじゃないかという気がしますが、そこ辺の事情を教えてください。

議案第 65 号の病院会計であります。

消費税が別途、上ってるんですけども、消費税というのは接種費用等にもともと含まれておるものではないのかと思うんですけども、その説明をお願いしたいと思います。

それから精査の上、該当しないことが判明したということであるといろいろとお金のやり取りがあつとるようですが、なぜこういうことが起こるのかなという点の説明をお願いしたいと思います。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 山本 文男】

地域包括医療局事務長

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

まず、診療所の医療用画像管理システムの更新業務についてですが、こちらのシステムについては法定の耐用年数は6年ということで定められております。

今回、更新いたしますのがちょうど6年を経過をしておるといふところと、併せて西郷病院のシステムも8年を経過をしておりまして、同時に更新することが効率的であるといふところから今回の更新に至ったといふところでございます。

続いて、消費税の件でございますが、消費税の企業会計における消費税の支払いにつきましては年に2回をお支払いすることとなっております。まず12月に当年度分の予定の納税を行いまして、翌年度の6月に確定の残りの精算分を行うといふ形になっております。

今回、補正を上げさせていただいた分につきましては、議員から御指摘ありましたように昨年の新型コロナウイルスワクチン接種の業務の増収があったといふところでの予定額が大幅に増額したといふところでの増額で、令和3年度分の納税額が226万3,900円という形になったところでございます。

既に6月において、昨年の精算分167万円ほどを納付しておりますので、12月に予定する納税額が不足することから、今回の計上に至ったといふところでございます。

なお、接種費用の中に消費税が含まれるかどうかにつきましては、見解といたしましては含まれないものといふふうに理解をしておりましたので、今回、計上がなされておるといふところでございます。

最後になります。診断システム等の中での財源構成の経緯でございますけれども、令和4年度当初予算編成において、この病院の医療機器等の購入に際する国の財源として国保調整交付金を予定をしておったところでございます。

これについては、編成時には県の担当課とも確認の上、対象になるであろうといふところの中で計上したところですが、当然、内示行為などはありませんでしたので、確定されたものではございませんでした。明けて令和4年度の5月に交付金の申請業務を始めさせていただいたところ、このシステム自体が国の基準にどうも合致しないといふところがいろいろ判明いたしまして、やむなく財源としての補填を諦めたといふ経緯でございます。

代わって、繰出基準に基づいて一般会計のほうから補填をいただいたといふことで、先ほど来、一般会計の補正予算で可決いただきました繰出金の中で財源を求めさせていただくことになりました。貴重な財源でございますので、これを受けて、診療所、病院事業の業務を執行したいといふふうに考えております。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番 小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。

が、消費税がちょっと理解ができないんですけど、普通、内税ですよ。税金は入ってますよね。一般的にはその税金のうちから予定納税や確定税金を払うんでしょうけど、ちょっとそこを、何と言いますか徴収漏れがあったというふうに聞こえんこともないんですけど、もう一回、説明をお願いします。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 山本 文男】

地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

ちょっと語弊がございましたので訂正いたしますけれども、「徴収漏れ」というものではなかったと、理解をしております。

ただ、内税、外税の関係でいえば、国費が入っておりますので、この中には含まれないものというふうに私どもは判断しておったので、今回の中には内税としては入っていないというふうには判断しておったところです。

【議長 山本 文男】

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第59号から議案第65号までの7件を一括してこれから討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、7件を一括して討論を行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

これから、7件を一括して討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから、議案第59号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第59号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第60号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、議案第60号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第61号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。
この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第61号 令和4年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第62号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第62号 令和4年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第63号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第63号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第64号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第64号 令和4年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、議案第65号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

【議長 山本 文男】

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、議案第65号 令和4年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第15 | 認定第1号 | 令和3年度美郷町一般会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 | 令和3年度美郷町国民健康保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 | 令和3年度美郷町介護保険事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 | 令和3年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 | 令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 | 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 | 令和3年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第8号 | 令和3年度美郷町国民健康保険病院事業会計
歳入歳出決算認定について |

【議長 山本 文男】

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件について、一括して町長に対する総括質疑にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認め、8件は町長に対する総括質疑とします。
これから町長に対する総括質疑を行います。
通告順に質疑を行います。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いいたします。人口政策についてであります。

昨年度の施政方針によりますと、「人口減少を踏まえた地域の活性化に向けた施策の具体化を進めるものです」というふうになっておるわけであります。

この間、かなり人口が減ってきておるんですけども、文面からすると何となく消極的な感を受けるんですが、やはり人口減少を踏まえず、これをどうにかして防ぐという立場に立つ必要があると。言葉尻みたいな話にはなるんですけど、どうもちょっと施政方針を読みながら気になったものですから、町長はどのような立場なのかをお伺いいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

小路議員の総括質疑ということで、令和3年度の施政方針の中でありましたが、ニュアンス的にちょっと積極的ではないと、消極的ではなかろうかという話であります。

議員の質問の中に「人口増を目指すためには積極策が必要であるが取組としてどうか」という話でありますが、「その取組として十分であったか」と問われますと、いまだ十分ではないというふうに私は認識をしております。ですので、「今から」という話になります。

議員がおっしゃるとおり今年4月30日現在の住基人口は4,931人で、4年前の2018年4月30日の住基人口5,558人と比較すると617人減少しています。現在のまま進むと20年後は2,500人まで減少すると推計されています。この1年間でも149人減少しましたが、減少数は少しずつ緩やかになってい

ると思っております。

そのような厳しい現実に直面する中、人口減少という課題に対峙し克服するため、5か年を計画期間とする第2期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一昨年の令和2年4月にスタートさせております。

この総合戦略は「人口減少対策」に特化した計画で、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある美郷町を実現するための施策を掲げているものであります。

現在、この総合戦略の下、「子育て支援」「地域づくり」「仕事づくり」「移住・定住支援」の4つの項目に沿って、関係各課が42の事業を展開しているところでございます。人口対策は町の総合力であると考えております。

令和3年度はその2年目に当たり、各事業の実績を踏まえた効果も少しずつ積み上げられております。この総合戦略の実績報告につきましては、来週12日の決算審査特別委員会におきまして担当課である企画情報課より詳細を報告させていただきますが、この総合戦略の柱の1つとなるのが、地区別定住戦略事業、いわゆる「ちくせん事業」であります。

美郷町は、多くの中山間地域自治体と同様に、人口減少と少子高齢化が加速し、県内でも極めて厳しい状況下にあるのは御承知のとおりでございます。

本町のこれまでの人口減少対策は、行政主導で「町全体を一律」に実施してきました。

しかし、同じ町内でも、役場や両支所周辺地域と町境の山間部の地区では、課題や困り事や求める支援、地域にある資源である人材、施設、産業、文化や物事の決め方や進め方も地区ごとに全く異なっているため、地域ごとの実情に沿った対策が求められてきました。

そこで、行政による町全体を支援する体制は維持しつつ、24の行政区ごとに地区が主体となって定住促進の計画を立てていただき、町はその計画に沿った取組をきめ細かに支援する「ちくせん事業」を実施することとなりました。

その内容としましては、まずコミュニティーの基本単位となっている24行政区において、住民一人一人が地域の人口安定化を自分たちの問題として捉えていただけるよう、地域診断と住民ワークショップを展開しています。

「このままでいくと地域の人口はどうなるのか」と、「安定させるためにはどの世代を何組・何人多く定住させればよいのか」という具体的な予測と目標を明らかにした上で、雇用や住宅、子育てといった地域の特色や課題、可能性に応じた定住のプランを組み立て、地域主体での実践を目指すこととしております。

この取組は、住民を主人公とした各行政区で行われるボトムアップ型の事業であることが国に評価されまして、地方創生推進交付金の採択を受けていますので、令和4年度から令和7年度までの4年間、国より財政的支援を受けながら推進していくこととなりました。

しかしながら、ちくせん事業を実践したからと言って、すぐに劇的な人口増加につながるとは考えられませんが、行政がやるべきこと、地域ができることを明確にし、地域住民の皆様も正面から地域の未来をしっかりと考えることで、急激な人口減少への対策が講じられると考えております。

この事業は、人口減少対策としての取組にはなりますが、住民の皆さんが愛する「ふるさと」に住み続けるために、それぞれの地域の在り方や地域活性化への対策を話し合い実行することで地域に活力を生み、ひいては町の活性化につながると考えておるところでございます。

しかし、本事業は住民の皆さんにとって、初めての取組であり、まだまだなじみ

が薄く理解が難しいことも想定されますことから、引き続き、各地区の実行委員会と連携しながら事業の丁寧な説明や支援に努めてまいります。

人口減少という待ったなしの難題に取り組むためには、行政だけの取組では限界を迎えており、「一人の百歩より、百人の一步」をスローガンとして、いかに一人一人の町民に「当事者意識」を持っていただき、町の取組に参画してもらえかが最大のポイントだと思っております。

今、住民の皆さんと一体となって取り組まなければ何も変わらず、人口減少、過疎化の一途をたどることになると考えます。

言うまでもなく人口減少という課題は一朝一夕で結果が得られるほどやさしい課題ではなく、今後はこの計画期間である5年間だけではなく、その後も引き続き、同じ視点を持って、徹底してやり切ることが重要だと考えております。

旧西郷村時代に昭和61年に「地域からの創意工夫による豊かな村づくりを目指して」と題して西郷村地域産業振興計画を14地区で村民づくりの計画書をつくりましたが、今、思えば旧西郷村の産業振興はこの計画書の役割が果たす意義は大きかったと私は思っております。

「成功の反対は失敗でなく何もしないこと、何も挑戦しないこと」トーマス・エジソンはそう言っております。

今回の挑戦が将来の美郷町にとっての転換点となるよう、地道に根気強く取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、引き続き、官民一体となった人口減少対策への御理解・御協力をいただき、共に進めていっていただければ幸いですというふうに思っております。非常に難しい問題ではありますが、この難題をいかに皆さんとともに共有して続頑張り切れるか、今まさのその時だと思っておりますので、御協力よろしくお願ひしまして、答弁いたします。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

分かりました。私は今、国の状況を見ながら派遣労働者とか、結婚ができないような世代をどんどんどんどんつくる中で、日本全体がしぼんでいきよる中で、我が美郷町だけどんげして膨らまかすかという点では、町長にとっても大きい課題だと思います。

ただ、成果を見ますと、去年1年で定住者が22戸39人というのは非常に大きい成果だと思います。ぜひ今後ともこの勢いを続けていただければと思っております。

これで一応、終わります。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

私は総括質疑の通告もしておりませんが、また総括質疑の仕方も分かりません。

ですが、町長の御存じの範囲内でいいですので、回答をお願いいたします。

まず私は、山林公有樹木の販売をした際の、関連ページで言いますと、売払い収入ということで載っておりますが、881万円、それと説明資料によりますと918万8,050円。この37万7,050円の差額、また、収入金額は今年度、美郷町では令和3年度、売った分が14.09ヘクタールということで、この総額に対しまして8,665万5,700円。これで森林組合の事業費が西、北、南、3か所が1か所ずつ販売しているようでございますが、それで5,530万3,817円ということになっております。これを差し引いた場合が収入になるのではないかなと思うんですが、計算すると3,136万1,883円になりますが、この財産を、山林を売り払った際の収入のところは881万1,000円ということになっております。

これは、下刈りほか各事業に町が充てたお金、それと森林組合のほうに来た補助金の差額になっているようでございますが、収入とすればこの三千何百万円を上げるのが本当じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

【議長 山本 文男】

児玉議員、座って結構です。細かい数字も幾つか出てきておりますので、正確を期すためにも決算審査等特別委員会で質問してもらおうと思います。

【4番 児玉 鋼士】

はい、分かりました。

一般会計の歳入歳出の件だからいいかなと思ってしたところですが。申し訳ないです。

【議長 山本 文男】

では分かっている部分がありますので。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 山本 文男】

農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

収入に上がっている881万円ですが、これは北郷の分収造林土地の精算金であ

ります。これを売り払いしまして881万円の収入を得まして、精算すると2分の1ずつを受け取るということで450万円ほど支出を行っております。

主要施策のほうは、これは長期施業の分ですので、これは5年に1回の精算ということで、これについては町長が一般質問でお話ししましたように、第3期が今年度で終了になります。本年度の清算金を今年度に収入として受け入れる予定にしておりますので、この長期施業の分と今、上っている収入と支出、歳出の、この金額については全く、別物であります。

以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 山本 文男】

4番 児玉 鋼士議員。

【4番 児玉 鋼士】

はい、分かりました。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件について、議長を除く10名の委員をもって構成する令和3年度決算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案附託表のとおり、これに附託の上、審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第8号の8件については、議長を除く10名の委員をもって構成する令和3年度決算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案附託表のとおり、これに附託の上、審議することに決定しました。

【議長 山本 文男】

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条、第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和3年度決算等審査特別委員会の正副委員長については、申し合せ事項のとおり、委員長に副議長の川村 嘉彦議員、副委員長に総務厚生常任委員会、委員長、中嶋 奈良雄議員、以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

附託した8件につきましては、令和3年度決算等審査特別委員長は、よろしくお願いいたします。9月14日までは委員会審査となります。明日、9月8日は9時からの会議となりますので、時間を間違えないようお願いいたします。

【議長 山本 文男】

以上で本日の日程は全部終了しました。

次は9月15日、木曜日、定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いします。

本日はこれで散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：午前11時55分)